５　立入検査

立入検査は、計量法の施行に必要な限度において登録・届出等の事業者または取引・証明における計量をする者の事業所・営業所・店舗等に対して実施する。法で定められた事項の遵守状況を検査し、必要な場合には量目表記の抹消・改善指導・勧告等を行い、適正な計量の実施が確保されるよう計画的に実施した。

具体的には、商品を計量販売している事業者（スーパー・デパート等）、検定有効期間付き計量器を取引・証明に使用している事業者（燃料油・ガス販売店等）、計量法に基づいた登録・届出・指定事業者（計量証明事業者、製造・修理事業者等）などを対象に実施した。

(1) 商品量目立入検査（食品小売店舗）

スーパー・デパート等の食品販売事業者に対し、店舗等において詰込・計量され販売している商品の内容量や、計量器の取扱状況について検査した。

検査において、量目（内容量）が不足している商品があった場合、再計量や改善を指導するとともに、量目不足商品がゼロになるまで立入検査を繰り返し、正確計量の実施の確保に取り組んだ。

実施期間及び事業所の検査状況

	実施期間 (延日数)	立入 事業所数	延立入 事業所数	改善報告 書の指示	量目不足ゼロの事業所
前　期	－	－	－	－	－
後　期	10月7日 ～ 1月9日 (延14日)	20	27	8	19
合　計	(延14日)	20	27	8	19

商品の量目検査成績

	商品区分	検査件数	超過件数	正量件数	不足件数
前　期	面前計量商品	－	－	－	－
後　期	面前計量商品	552	0	530	22
合　計		552	0	530	22

取引用計量器の使用状況（初回検査のみで再立入は除く。）

	使用 計量器	不適正 計量器	不適正内容内訳（重複あり）		
			定期検査 未受検	検定証印 等なし	水平状態 不良ほか
前　期	－	－	－	－	－
後　期	115	3	2	0	1
合　計	115	3	2	0	1

(2) 質量計の立入検査

特定計量器(質量計)の不適切な使用を防止し、適正な計量の実施を確保するため立入検査を実施した。

検査日数及び事業所の検査状況

	検査日数	立入事業所	不適正事業所	使用計量器	不適正計量器	検査実施	不使用計量器
検定証印等及び使用実態不明事業所	1	1	0	15	0	0	0
大型はかりの定期検査及び代検査未実施事業所	2	2	0	0	0	0	0
合　計	3	3	0	15	0	0	0

(3) 検定有効期間付き計量器の立入検査

取引や証明に用いられている検定有効期間付き特定計量器の使用者（供給事業者等）を対象に計量器の管理状況や計量器の確認検査等を行った。

実施期間及び事業所の検査結果

		実施期間(日数)	立入事業所	不適正事業所	検査計量器	不適正計量器	不適正率(%)
燃料油メーター		8月21日 ～ 3月27日(17日)	78	24	714	56	7.84
ガスメーター	戸別	4月24日 ～ 6月5日(11日)	20	0	12,713	0	0.00
水道メーター		1月20日 ～ 2月3日(5日)	5	0	137,332	0	0.00
合　計		33日	103	24	150,759	56	0.04

(4) ガスメーター書類帳簿検査

化学保安課と合同によるガスメーター書類帳簿検査

実施期間及び事業所の検査結果

	実施期間(日数)	帳簿検査事業所	不適正事業所	検査計量器	不適正計量器	不適正率(%)
ガスメーター	7月30日～8月29日(7日)	79	0	32,066	0	0.00

(5) 登録事業者等の立入検査

計量関係事業者に対して、遵守事項が適正に実施されているかを検査した。

実施期間及び事業所の検査結果

計量関係事業者		検査期間(日数)	立　入 事業所	不適正 事業所	備考
計量証明事業者	質量	6月10日～ 7月23日 (16日)	25	0	質量、濃度、音圧レベル、 振動加速度レベル
	環境	5月21日 ～ 2月18日 (10日)	10	3	
届出事業者	製造	12月2日 ～ 1月16日 (6日)	10	0	自動はかり
	修理		0	0	
適正計量管理事業者		2月20日 ～ 3月19日 (4日)	4	0	流通業
指定製造事業者		10月28日～ 12月5日 (3日)	3	0	質量計、血圧計
合　　計		39日	52	3	

6　登録及び届出

(1) 計量士の登録

計量器の検査及び計量管理を適正に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として、経済産業大臣（法第122条）が登録するものであり、計量士の登録申請に当たり必要な実務経験の内容等について調査を実施した。

○調査件数

区分	調査人数	調査日数
一般計量士	5名	5日間
環境計量士	3名	3日間

○処理件数

区　分	新規登録	登録証 の訂正	登録証の 再交付	計	登録者 累計数	備　　考
一般計量士	7	0	0	7	390	本県を経由し登録 申請等を行った者
環境計量士	11	0	0	11	1081	
計	18	0	0	18	1,471	

(2) 計量関係事業者の登録及び届出

ア　特定計量器の製造を行おうとする者は経済産業大臣（法第 40 条）、修理・販売の事業を行おうとする者は都道府県知事（法第 46 条、法第 51 条）に届け出なければならない。

イ　計量証明の事業を行おうとする者は都道府県知事（法第 107 条）の登録を受けなければならない。

ウ　指定製造事業者の指定を受けようとする届出製造事業者は、経済産業大臣に申請書を提出しなければならない。

エ　登録、届出及び指定を受けている者は、変更事項が生じた場合は届け出なければならない。

○調査件数

区　分		新　規 （件数）	変更・訂正 （件数）	連絡書 （件数）	調査 事業所数	備考
製　造　事　業		1	0	0	1	事業所移転、登録及び設備等の変更等について、現地調査及び指導を実施した。 7 日間、7 事業所
修　理　事　業		5	1		3	
計量証明事業	質 量	1	0		1	
	環 境	1	3		2	
合　計		8	4	0	7	

○処理件数

区　分		届出	新規 登録	指定	登録証		変更	連絡書	謄本		廃止	計
					訂正	再交付			交付	閲覧		
特定計量器	製造事業	1(1)					13(0)	8(0)			1	23(1)
	修理事業	5(2)					24(1)				5	34(3)
	販売事業	11					36				1	48
	譲渡等制限輸出届	11										11
計量証明事業			2(2)		5(1)	0	109		42	0	3	161(3)
指定製造事業者				0			3				0	3
計		28(3)	2(2)	0	5(1)	0	185(1)	8(0)	42	0	10	280(7)

※1（　）は調査を実施した事業所数。複数区分事業所があるため合計が必ずしも一致しない。

※2 謄本の交付は「交付部数」、閲覧は「閲覧件数」である。

(3) 質量標準管理マニュアルの届出

実用基準分銅を検査等に使用する者は、実用基準分銅の管理、校正の方法等を記載したマニュアルを作成し、届け出なければならない。（車両等の校正を含む。）

届出者	届　出	変更届	計
計　量　士	6	0	6
製造・修理事業者	1	5	6
適正計量管理事業所	0	1	1
指定検査機関	0	2	2
計	7	8	15

7　適正計量管理事業所の指定等

計量器を使用している工場、事業所、デパート等で、計量管理を職務とする計量士を置き、適正な計量管理を実施している者を適正計量管理事業所として指定した。

指定に当たっては、申請事業所等における計量管理の方法（計量器の検査等）が基準に適合しているかどうか検査を行った。

	新規	検査	変更	廃止	計
処理件数	0	0	23	3	26

8　計量相談等

県民及び他県等からの計量に関する相談及び依頼調査に対応するため、必要に応じて相談等に基づく立入検査を実施した。

区　分	相談件数	相談等に基づく立入検査			不適正	
		調査日数	調査戸数	検査個数	戸数	個数
商品量目等	13	0	0	0	0	0
特定計量器全般	3	2	2	3	0	0
水道メーター（依頼検査）	2	2	2	2	0	0
計量証明・その他	4	0	0		0	
計	22	4	4	5	0	0

※水道メーター（依頼検査）について、表中の立入検査を依頼検査、調査日数を検査日数、調査戸数を検査戸数とする。

9　計量思想の普及・啓発事業

計量思想の普及と適正な計量の確保を図るため、国・県の関係機関、市町村及び関係団体と協力して次の事業を行った。

(1) イベント等の開催

名　称	開催期日	内　容
親子計量教室	①パルシステム埼玉ぱる★てらす 4階会議室 8月7日(木) ②パークシティ大宮 自治会会議室 8月26日(水)	・ビデオ上映 ・はかりの工作 ・内容量の検査 ・各種はかりの操作体験 （参加者数　計12組27名）
県民計量のひろば	11月1日(土)	・パネル、計量器の展示 （入場者数　約980名）

(2) 計量強調月間

名　称	期　間	内　容
計量強調月間ポスターの配布	10月上～中旬	・県内５５市町村にポスターの配布
懸垂幕の掲示	11月	・計量検定所庁舎に掲示 「計量で創る未来と豊かな暮らし」

１０　会議・講習会等

(1) 定期検査に係る事前調査説明会

定期検査対象市町村の担当者と事前調査等についてリモートにて打ち合わせを行った。

期日　：　令和７年４月 25 日（金）　　出席者　：　B 地区（9 市 3 町）

(2) 埼玉県・特定市計量行政連絡協議会

・代表者会議

県及び特定市の代表者が令和７年度事業計画の協議及び提案議題の審議を行った。

○期　日　　令和７年４月 23 日（水）

○場　所　　計量検定所

○出席者　　さいたま市、川越市、越谷市、川口市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市
上尾市、入間市、久喜市、一般社団法人埼玉県計量協会（オブザーバー）

・専門部会

県及び特定市の担当者が提案議題等の審議を行った。

○期　日　　令和８年１月 23 日（金）

○場　所　　越谷市役所エントランス棟３階 会議室 3-1

○当番市　　越谷市

(3) 主任計量者試験

名　　称	回数	合格者数	対　象　者
主任計量者試験	2 回	32 人	質量の計量証明事業者の主任計量者になろうとするもの